

証券コード 4240  
2022年6月3日

株 主 各 位

大阪府東大阪市洪川町4丁目5番28号  
クラスターテクノロジー株式会社  
代表取締役社長 安達 良紀

### 第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2022年6月23日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）より2022年6月23日（木曜日）午後5時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時 受付開始 午前9時半
2. 場 所 大阪府大阪市都島区中野町5丁目12番30号  
大阪リバーサイドホテル バンケット5B  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項  
報告事項 第31期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

#### 4. 議決権の行使等に関する事項

- (1) 議決権行使書により議決権を行使される際に、議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを株主様の意思表示として取り扱います。
- (4) 議決権の具体的な行使方法につきましては、3ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cluster-tech.co.jp>) に掲載させていただきます。

(新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態にかかわらず、会場へのご出席を控えていただき、書面により議決権をご行使くださいますよう株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

#### 株主の皆様へのお願い

- ・当日ご来場される際には、マスクのご持参・ご着用をお願いいたします。マスクをご着用されていない株主様についてはご入場をお断りいたします。また会場受付にて消毒液を設置いたしますので、ご入場の際にはご協力をお願いいたします。
- ・会場では、検温等を実施させていただきます。また、発熱、咳の症状等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・感染の予防措置として、役員及び会場スタッフは、マスク等を着用させていただきますので、ご理解ください。
- ・本年の株主総会は、ご出席の株主様の安全・安心を優先し、できるだけ時間を短縮して議事を進行いたします。また、質疑応答の際の人数及びご質問数を制限させていただく場合があります。

【議決権の行使についてのご案内】

- ◎当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
- ◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使書郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

【インターネットによる方法】

1. パソコン、スマートフォンを用いる場合

- (1) 「議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>)」にアクセスしてください。
- (2) 議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧ください、議決権行使コード及びパスワードを入力してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

2. 「スマート行使」による場合

- (1) 同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォン又はタブレット端末で読み取ってください。
- (2) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

なお、インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

|                              |
|------------------------------|
| インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先   |
| 株主名簿管理人 : 東京証券代行株式会社         |
| 電 話 : 0120-88-0768 (フリーダイヤル) |
| 受 付 時 間 : 午前9時～午後9時          |

以上

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が欧米諸国を中心に進み、各国の経済政策や金融緩和も相まって経済活動の回復が進みました。それによる需要の高まりによって原油をはじめ天然ガス、木材、鉄鋼などの原材料価格が高騰しました。加えて2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻とG7諸国の対ロシア経済制裁により原油や天然ガス、鉱物資源、穀物等の価格のさらなる高騰を招き、世界経済全体に大きな影を落としております。

わが国製造業においては、国内外の設備投資需要の高まりで順調に回復しておりましたが、2022年初からのアメリカの利上げによる円安の進行とエネルギー価格の高騰が企業収益を圧迫しつつあります。

ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業について、映像機器分野は、デジタルカメラ市場において、レンズ交換式タイプは、ミラーレス機種については伸びが見られましたが、全体的には前年同期並みとなりました。当社においては、ミラーレス機種や人気機種の好調に支えられ、前年同期比で大幅に増加いたしました。

OA機器分野は、世界経済の回復により、期間を通して、既存の量産品が微増いたしました。

産業機器分野は、中国での好調な設備投資や産業用プリンター等の需要の伸びを背景に前年同期比で大幅に増加いたしました。

レジャー分野は、特に海外のアウトドア需要の好調もあり、前年同期比で大幅に増加いたしました。

一方、「新規開拓に向けた営業力の強化」については、Web会議での打ち合わせを活用しながら、訪問可能な顧客も増加しつつあり、前年同期比で回復しておりますが、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染拡大もあり、新規顧客開拓や新規商品開拓活動は苦戦いたしました。

パルスインジェクター®（以下、PIJという）は、大学や顧客企業の研究開発活動が本格的に回復し、Web会議が中心となりましたが、大学研究室及び各企業の研究・開発部門へ積極的にアプローチを行った結果、前年同期比で大幅に増加いたしました。

マクロ・テクノロジー関連事業は、樹脂成形材料、樹脂成形品はともに景気動向の影響を受けにくいものの、一部顧客への販売減少に加えて、原料メーカーの事故による供給不足の影響により売上高は減少いたしました。

高耐熱性・高熱伝導性・低温硬化などの固形封止材「エポクラスター®クーリエ」をはじめとする固形封止材につきましては、引き続き半導体デバイスメーカーや産業機器メーカー等へサンプル供給しながら事業を展開・推進しております。

以上の結果、当事業年度の全社の業績は売上高905百万円（前年同期比23.0%増）、売上総利益383百万円（前年同期比32.3%増）、営業利益100百万円（前年同期比191.9%増）、経常利益102百万円（前年同期比174.2%増）、当期純利益114百万円（前年同期比262.9%増）となりました。

なお、営業利益、経常利益、当期純利益とも10年ぶりに過去最高益を更新いたしました。

当事業年度のセグメントの業績は次のとおりであります。

#### ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業につきましては、機能性樹脂複合材料及び機能性精密成形品並びにP I J関連製品の当事業年度の売上高は746百万円（前年同期比36.3%増）、セグメント利益は344百万円（前年同期比38.4%増）となりました。

#### マクロ・テクノロジー関連事業

マクロ・テクノロジー関連事業につきましては、機能性樹脂複合材料、樹脂成形碍子及び金型・部品の当事業年度の売上高は158百万円（前年同期比14.1%減）、セグメント利益は38百万円（前年同期比0.3%増）となりました。

#### その他事業

その他事業につきましては、医療薬品容器の異物検査事業などにより、当事業年度の売上高は1百万円（前年同期比75.2%減）、セグメント利益は0百万円（前年同期比82.8%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は52百万円でした。

主なものは、本社・関西工場の製造設備及び研究開発設備の更新、関東工場の更新投資や自動化投資です。

## ③ 資金調達の状況

該当事項は、ありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 28 期<br>(2019年 3 月期) | 第 29 期<br>(2020年 3 月期) | 第 30 期<br>(2021年 3 月期) | 第 31 期<br>(当事業年度)<br>(2022年 3 月期) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 835,377                | 835,661                | 736,734                | 905,978                           |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 20,907                 | 20,324                 | 31,682                 | 114,971                           |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 3.67                   | 3.57                   | 5.57                   | 20.20                             |
| 総 資 産 (千円)             | 1,393,747              | 1,411,281              | 1,471,496              | 1,635,667                         |
| 純 資 産 (千円)             | 1,267,448              | 1,287,773              | 1,319,436              | 1,434,407                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 222.65                 | 226.22                 | 231.78                 | 251.98                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。

### (3) 対処すべき課題

中期経営計画（2022年3月期から2024年3月期）の第1年度の取組

当社は、2022年3月期から2024年3月期（第31期～第33期）の3年間における経営方針として「当社の強みをお客様の付加価値に繋げる！」をスローガンに、

- ① 新規開拓に向けた営業力の強化
- ② 顧客提案力の向上と未来への商品開発
- ③ 生産力の強化と人材育成

を行い、当社の強みをお客様の付加価値向上と当社の利益向上に繋げていく施策を継続的に推進してまいりました。その中で、売上高を、3年後（2024年3月期）に10億円超を目標とする中期経営計画を昨年5月に発表いたしました。

当社は、同計画の初年度である2022年3月期において、コロナ禍での厳しい売上状況が引き続き予想されると判断し、個別製品の原価低減を推進いたしました。対処すべき製品を個別に選定し、その利益率の改善に積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、当社のナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業が、米中の景気回復や巣ごもり需要等を背景に産業用機器やOA機器関連を中心に売上高は回復し、個別製品の原価低減の積極推進と相まって、営業利益は大幅に改善してまいりました。それに伴い、当社は、昨年5月に発表いたしました中期経営計画を同年11月に以下のとおり修正いたしました。

#### 中期経営計画の一部変更について

（単位：千円）

|      | 2022年3月期 |         | 2023年3月期 |         | 2024年3月期  |           |
|------|----------|---------|----------|---------|-----------|-----------|
|      | 変更前      | 変更後     | 変更前      | 変更後     | 変更前       | 変更後       |
| 売上高  | 834,000  | 870,000 | 900,000  | 900,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 営業利益 | 20,000   | 90,000  | 22,000   | 90,000  | 40,000    | 110,000   |
| 経常利益 | 21,000   | 92,000  | 23,000   | 92,000  | 41,000    | 112,000   |

以上の結果、中期経営計画の初年度（2022年3月期）は、期初予想を大きく上回る業績を達成することが出来ました。特に、利益面におきましては、10年ぶりに過去最高益を更新いたしました。

(単位：千円)

|       | 2022年3月期 |         |         |
|-------|----------|---------|---------|
|       | 期初予想     | 期中修正    | 実績      |
| 売上高   | 834,000  | 870,000 | 905,978 |
| 営業利益  | 20,000   | 90,000  | 100,839 |
| 経常利益  | 21,000   | 92,000  | 102,546 |
| 当期純利益 | 16,000   | 77,000  | 114,971 |

しかしながら、当初予定していた生産工程の自動化は、一部で遅れが生じており今後の課題となっております。また、「① 新規開拓に向けた営業力の強化」や「② 顧客提案力の向上と未来への商品開発」は今後さらに強化すべき課題であると認識しております。

#### 中期経営計画の第2年度（2023年3月期）の取組

当社は、昨年5月に発表した中期経営計画（2022年3月期から2024年3月期）の経営方針を継続して取り組むとともに、以下の施策を強化してまいります。

##### ① 新規開拓に向けた営業力の強化

機能性精密成形品で培った強み・特徴を活かし、これまでの産業機器、レジャーに加えて、ロボット、センサ、通信、医療などの他市場・他分野へ新規顧客開拓のためのアプローチを強化する。

##### ② 環境への対応と未来への商品開発

環境方針、管理体制、規程類を整備し、環境に関わる全社的な体制づくりを行うとともに、「未来への商品開発」を推進し、成果を出す。

(世界的な環境意識の加速に対応するため、2023年3月期に変更しました。)

##### ③ 生産力の強化と人材育成

個別製品の原価低減に取り組むとともに、検査機やロボット等の導入による自動化と効率化をさらに進める。

会社と社員の成長、成果の配分を徹底する。



#### a. 設備投資及び開発投資の積極化

当社の工場の設備は、購入後年数も経過しており老朽化が散見されていましたが、安定的な利益確保の観点から、大幅な設備の更新に十分な手当がなされていなかったところがありました。

しかし、当社の更なる発展には、設備の更新や生産工程の自動化が必須と考え、今後は、関東工場への設備投資を増大させることを計画しております。2019年3月期から2021年3月期の3年間の当社の設備投資額は毎年30百万円前後で推移していましたが、当事業年度（2022年3月期）は、関東工場での更新投資や自動化投資を中心に実施し、52百万円を投資いたしました。

2023年3月期以降はこれらの投資をより一層積極的に推進し、今後2年間で2億円超の投資を計画しております。人材の活性化や外部人材の採用、生産工程の自動化、老朽設備の更新により、生産性の向上と生産力の増強をしていくことを計画しております。

さらには、新商品の開発においても、下記の給与体系・人事制度の抜本的な改定により、外部人材の確保を進め、開発投資を増加させ、「未来への商品開発」を推進してまいります。

#### b. 人材の育成と外部人材採用による競争力の強化

当社は、近年重要な経営資源の一つである人材（社員）の待遇改善等を推進してまいりました。これまで実施した賞与支給額の増額等によるモチベーション向上は上記の原価低減等の推進に大きな原動力の一つとなりました。

しかしながら、安定的な利益確保を優先するために給与原資の制限を考えざるを得ず、待遇改善も限定的なものに留まらざるを得ない状況が続いていました。

当社は、2018年3月期以降、営業損益が5期連続黒字化し、当事業年度（2022年3月期）においては過去最高益を更新する利益体質になったことから、本年4月より、給与体系・人事制度を抜本的に改定いたしました。

年功序列の色彩が強かった従来制度から脱却し、人材活性化（優秀な人材確保を含む）を通じて会社を飛躍させるために給与体系・人事制度の見直しを行いました。具体的には、仕事内容・役割や成果に応じて給与やポストを決め、公平に評価し分配していく制度へ変革いたしました。

その結果、待遇改善原資のうち、月額給与の給与原資は、約8%増加する見込みです。特に、将来の活躍が期待できる20代から30代の人材や女性幹部の待遇改

善が大きく前に進みました。また当社における男女間の給与格差はなくなりました。

中途採用市場における開発、技術、製造関連の人材確保は厳しい状況が続いておりますが、今後は以前より優秀な中途人材の確保が容易になると予想しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業、マクロ・テクノロジー関連事業及びその他事業を行っており、各事業内容は以下のとおりであります。

① ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

機能性精密成形品及び機能性樹脂複合材料、固形封止材、微細加工部品、P I J 機器の製造販売を行っております。

② マクロ・テクノロジー関連事業

樹脂成形碍子、機能性樹脂複合材料などの製造販売を行っております。

③ その他事業

関東工場のクリーンルーム施設及び精密検査の技術を活用した医療薬品の容器の異物検査及び精密部品の組立などを行っております。

(5) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 本 社         | 大阪府東大阪市洪川町4丁目5番28号  |
| 関 東 工 場     | 茨城県久慈郡大子町大字浅川1212番地 |
| 東 日 本 営 業 所 | 茨城県久慈郡大子町大字浅川1212番地 |

(6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 61名     | 4名減       | 43.6歳   | 12.3年       |

(注) 従業員数は、就業者数であります。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式総数 5,692,800株
- (3) 株主数 3,472名
- (4) 大株主(上位10名)

| 株主名             | 持株数(株)  | 持株比率(%) |
|-----------------|---------|---------|
| 河野 信夫           | 270,200 | 4.74    |
| 安達 良紀           | 235,800 | 4.14    |
| 関 誠             | 230,000 | 4.04    |
| 小西 恭彦           | 202,000 | 3.54    |
| 安達 俊彦           | 165,000 | 2.89    |
| マネックス証券株式会社     | 138,444 | 2.43    |
| 佐野 貞彦           | 90,500  | 1.58    |
| 長瀬産業株式会社        | 80,000  | 1.40    |
| 安達 稔            | 70,000  | 1.22    |
| 株式会社SBIネオトレード証券 | 64,100  | 1.12    |

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式数208株を控除して算出しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 会社における地位     | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況  |
|--------------|-------|---------------|
| 代表取締役社長      | 安達 良紀 | 開発本部長・製造第1本部長 |
| 取締役          | 藤田 雅之 | 営業・マーケティング本部長 |
| 取締役          | 駒井 幸三 | 管理本部長         |
| 取締役（常勤監査等委員） | 後藤 史郎 |               |
| 取締役（監査等委員）   | 松本 茂  | 弁護士・税理士       |
| 取締役（監査等委員）   | 魚田 昌孝 |               |

- (注) 1. 監査等委員松本茂氏、魚田昌孝氏は社外取締役であります。  
2. 情報収集や監査活動を日常的に行えるため、常勤の監査等委員を選定しております。  
3. 常勤監査等委員後藤史郎氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員松本茂氏は、弁護士、税理士の資格を有しており、法務、財務、会計に関する専門的な知見を有しております。監査等委員魚田昌孝氏は、長年にわたり金融機関に勤務された経歴を持ち財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
4. 当社は、監査等委員である取締役松本茂氏、魚田昌孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び取締役（監査等委員）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できるよう定款に定めております。これに基づいて、すべての取締役（監査等委員）との間に、法令が規定する最低限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3項第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社と役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなります。当該保険の被保険者は当社の監査等委員を含む全取締役であります。当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定、被保険者による故意の法令違反行為等に起因する損害等は補填の対象外とする措置を講じております。保険料は全額会社負担とし、1年ごとに契約更新しており、次回も同様の内容で更新することを予定しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                           | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |            |            | 対象となる<br>取締役の員数 (人) |
|--------------------------------|-----------------|------------------|------------|------------|---------------------|
|                                |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬 | 非金銭<br>報酬等 |                     |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 35<br>(—)       | 35<br>(—)        | —          | —          | 3<br>(—)            |
| 監査等委員である<br>取締役<br>(うち社外取締役)   | 6<br>(3)        | 6<br>(3)         | —          | —          | 3<br>(2)            |
| 合計                             | 41              | 41               | —          | —          | 6                   |

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第25期定時株主総会において年額1億円以内（うち社外取締役分は1千万円以内）と決議されております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第25期定時株主総会において2千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めております。

その概要は、次のとおりです。

ア 報酬等の基本的な考え方は、経営安定化及び企業価値の持続的な向上を図るため、各取締役の職務や貢献度を考慮し、次期以降の経営状況と業務動向に応じた報酬額とすることとしております。

イ 報酬水準は、当社の事業年度の業績、同業他社の報酬水準、従業員の給与の水準を総合的に勘案しております。

ウ 業績連動報酬及び金銭報酬以外の報酬等、すなわち、固定報酬額については、職責の大きさに応じた役位ごとの固定の金銭報酬としており、確定額報酬等が個人別の報酬等の額の全部を占めております。

監査等委員の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員の報酬額は、監査等委員の協議によって決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定については、次期以降の予算編成時に、業務執行取締役の協議に基づき決定方針との整合性を含めた多角的な検討を加えた個人別の報酬等の原案を策定のうえ、監査等委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該兼務先との関係  
取締役(監査等委員)松本茂氏は、松本茂法律事務所の代表を兼務しております。  
当社は、上記の兼務先との間に特別な利害関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
ア 取締役会及び監査等委員会への出席状況

| 区 分            | 氏名    | 取締役会<br>(14回開催) |      | 監査等委員会<br>(13回開催) |      |
|----------------|-------|-----------------|------|-------------------|------|
|                |       | 出席回数            | 出席率  | 出席回数              | 出席率  |
| 取締役<br>(監査等委員) | 松本 茂  | 14回             | 100% | 13回               | 100% |
| 取締役<br>(監査等委員) | 魚田 昌孝 | 14回             | 100% | 13回               | 100% |

### イ 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役(監査等委員)松本茂氏及び取締役(監査等委員)魚田昌孝氏は、主に当社の事業に関する知見及び経営全般に関する見識を有する監査等委員としての発言を行っております。

### ウ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

松本茂氏は、弁護士及び税理士の資格を有し、長年、企業のコンサルティングや経営顧問を歴任し、法律や税務の専門的な知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から企業のガバナンスやコンプライアンスについて積極的な助言や提言を期待しております。

魚田昌孝氏は、大阪東信用金庫の理事の経歴を持ち、監査及び税務会計に関する相当程度の知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から監査や財務会計について積極的な助言や提言を期待しております。



## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 清友監査法人
- (2) 報酬等の額

|                                 | 清友監査法人   |
|---------------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 10,000千円 |
| ・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,000千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査方法・監査内容を検討し、監査計画における監査時間及び監査報酬並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- (4) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合などその必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し(会社法第399条の2第3項第2号)、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項、第2項、第5項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保する体制」について随時、取締役会で協議し決議しておりますが、決議内容の概要は以下のとおりです。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として毎月開催して重要な業務執行に関する意思決定を行っており、監査等委員は取締役会に出席して業務執行取締役に対する監査・監督機能を果たす体制を構築しています。

法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であるとの認識のもと、コンプライアンスを各取締役自らが積極的に推進し、監査等委員がこれを監査・監督します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、適用ある法令及び社内規程に従って適正に行います。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に関連するリスクについて、毎期経営計画に反映させて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図ります。

具体的には、各取締役は自らの職務分掌範囲のリスク管理について責任を負うとともに、監査等委員も出席して毎月開催する経営会議の中でリスクに関する報告を行い、必要に応じて対応策について検討を行います。

さらに、自然災害などの非常事態による当社の事業継続リスクに備えて管理体制（BCMS）を構築しており、これを維持します。

#### ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画において毎期、会社の基本方針・計画を定め、これを軸として計画・実施・統制・評価の全社的なマネジメントサイクルを展開します。

各本部は、経営会議において、各本部の職務の進捗状況を取締役に報告し、職務執行の効率化を含めた継続的改善を目指してマネジメントサイクルを実践します。

#### ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを教育します。そして、主管部門が中心となって職務の執行における適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、その運用は内部統制監査の仕組みの中で検出し、改善を進めます。

各本部の業務が法令・定款に適合していることを確認するために、代表取締役が、監査等委員、会計監査人と連携して定期的に内部監査室により適法性の判断を含む内部監査を実施します。

#### ⑥ 監査等委員がその職務の遂行を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

監査等委員会の意見を尊重し、内部監査室が監査等委員の要望に沿って監査等委員の職務の遂行を補助します。

⑦ 監査等委員の職務の遂行を補助すべき従業員の取締役からの独立性並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務の遂行を補助すべき従業員の任命・異動については、取締役の指揮命令からの独立性を確保します。

⑧ 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

法令の定めによるもののほか、重要な会議に監査等委員が出席し、内部通報規程の適切な運用などにより、報告者が不利な扱いを受けないことを含めた適切に報告するための体制を維持します。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理します。監査等委員は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、取締役管理本部長に事前通知します。

⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行い、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握し、必要と認めれば是正を勧告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査等委員への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査等委員及び全ての従業員がその重要性を共有するとともに、重要なリスクについては経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

① 主な会議の開催状況としましては、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役である監査等委員が全てに出席しました。その他、監査等委員会は13回、経営会議は12回開催いたしました。

② 各監査等委員は、代表取締役及び他の取締役を監査し、内部監査室及び会計監査人と密接に連携して監査等委員監査を実施し、代表取締役及び他の取締役を監督しました。

③ 内部監査室は各本部の業務が法令・定款に適合していることを確認するために監査等委員、会計監査人と連携して定期的に内部監査を実施いたしました。

④ 内部統制推進室は、随時、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会にその内容を報告しました。

⑤ 情報セキュリティリスクの管理のため、社内ネットワークの設置や情報保存

用媒体に制限を設けており、特にマイナンバーについては別途管理規程を定め、情報漏えいリスクの軽減に努めています。また、インサイダー取引防止については社内教育を継続して行っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における最重要課題の一つと位置づけており、将来的には、当社の各期における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで、株主の皆様に対する利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点においては、配当実施の可能性や、その時期について具体的に発表可能な事項はありません。

当面の間は、更なる事業展開による売上高の拡大、開発投資、設備投資の実施並びに人的資本への投資に注力することが当社の企業価値を高める最善の方策であると考えております。

以上の状況を勘案し、当期における剰余金の配当は行わないものとさせていただきます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部  |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 流動資産     | 1,199,201 | 流動負債     | 185,552   |
| 現金及び預金   | 946,235   | 買掛金      | 54,439    |
| 受取手形     | 9,715     | 未払金      | 33,947    |
| 売掛金      | 139,585   | 未払法人税等   | 20,428    |
| 商品及び製品   | 26,992    | 賞与引当金    | 40,841    |
| 仕掛品      | 32,505    | 未払消費税等   | 15,705    |
| 原材料及び貯蔵品 | 40,500    | 預り金      | 1,239     |
| 前払費用     | 2,941     | 未払費用     | 16,675    |
| その他      | 725       | リース債務    | 2,274     |
| 固定資産     | 436,465   | 固定負債     | 15,706    |
| 有形固定資産   | 405,240   | 長期未払金    | 3,972     |
| 建物       | 154,643   | リース債務    | 11,734    |
| 機械及び装置   | 62,127    |          |           |
| 土地       | 160,500   | 負債合計     | 201,259   |
| リース資産    | 12,391    |          |           |
| その他      | 15,578    | 純資産の部    |           |
| 無形固定資産   | 613       | 株主資本     | 1,434,407 |
| ソフトウェア   | 440       | 資本金      | 1,240,721 |
| その他      | 172       | 資本剰余金    | 5,927     |
| 投資その他の資産 | 30,611    | 資本準備金    | 5,927     |
| 長期前払費用   | 334       | 利益剰余金    | 187,885   |
| 繰延税金資産   | 30,193    | その他利益剰余金 | 187,885   |
| その他      | 84        | 繰越利益剰余金  | 187,885   |
|          |           | 自己株式     | △126      |
| 資産合計     | 1,635,667 | 純資産合計    | 1,434,407 |
|          |           | 負債純資産合計  | 1,635,667 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |         |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高                 |         | 905,978 |
| 売 上 原 価               |         | 522,859 |
| 売 上 総 利 益             |         | 383,118 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 282,279 |
| 営 業 利 益               |         | 100,839 |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息               | 620     |         |
| 売 電 収 入               | 1,487   |         |
| そ の 他                 | 872     | 2,979   |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 支 払 利 息               | 329     |         |
| 売 電 原 価               | 788     |         |
| そ の 他                 | 155     | 1,273   |
| 経 常 利 益               |         | 102,546 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 102,546 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 17,768  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △30,193 | △12,425 |
| 当 期 純 利 益             |         | 114,971 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本   |           |                  |                |                  |
|---------------|-----------|-----------|------------------|----------------|------------------|
|               | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |                  | 利 益 剰 余 金      |                  |
|               |           | 資本準備金     | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高     | 1,240,721 | 5,927     | 5,927            | 72,914         |                  |
| 当 期 変 動 額     |           |           |                  |                |                  |
| 当 期 純 利 益     |           |           |                  | 114,971        | 114,971          |
| 当 期 変 動 額 合 計 | —         | —         | —                | 114,971        | 114,971          |
| 当 期 末 残 高     | 1,240,721 | 5,927     | 5,927            | 187,885        | 187,885          |

|               | 株 主 資 本 |             | 純資産合計     |
|---------------|---------|-------------|-----------|
|               | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高     | △126    | 1,319,436   | 1,319,436 |
| 当 期 変 動 額     |         |             |           |
| 当 期 純 利 益     |         | 114,971     | 114,971   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | —       | 114,971     | 114,971   |
| 当 期 末 残 高     | △126    | 1,434,407   | 1,434,407 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 26～42年 |
| 機械及び装置 | 5～8年   |

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |    |
|--------|----|
| ソフトウェア | 5年 |
|--------|----|

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、従来より事業年度末において貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

機能的精密成形品及び機能的樹脂複合材料、樹脂成形碍子等の製造、販売

##### ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

樹脂、成形品：出荷基準  
金型：検収基準



2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 30,193千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。また、当該繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して作成され、取締役会で承認された事業計画に基づいております。

将来の課税所得の見積りは、経営環境等の悪化によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 689,271千円

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首   | 増 | 加 | 減 | 少 | 当事業年度末    |
|-------|-----------|---|---|---|---|-----------|
| 普通株式  | 5,692,800 | — |   | — |   | 5,692,800 |

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

208株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| (繰延税金資産)  | 千円       |
|-----------|----------|
| 繰越欠損金     | 118,822  |
| 減価償却限度超過額 | 56       |
| 賞与引当金     | 12,505   |
| 減損損失      | 56,855   |
| 長期未払金     | 1,216    |
| 未払事業税     | 1,713    |
| その他       | 2,072    |
| 計         | 193,242  |
| 評価性引当額    | △163,049 |
| 繰延税金資産合計  | 30,193   |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

余資については銀行預金等の安全性の高い金融資産で運用しています。資金調達については運転資金としての短期的な借入を除き、銀行借入等は当面行わない方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。与信リスクについては、当社の与信管理規程に従って、重要性に応じて取引先のモニタリングを行い、信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

#### ③信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、28.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|           | 貸借対照表計上額 (注)1 | 時価 (注)1  | 差額 |
|-----------|---------------|----------|----|
| (1) リース債務 | (14,009)      | (14,009) | —  |

(注) 1. 負債に計上されているものについては( )で示しております。

#### 2. 金融商品の時価の算定方法

##### (1)リース債務(1年以内に期限が到来するリース債務を含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント            |                |         | その他事業 | 合計      |
|---------------|--------------------|----------------|---------|-------|---------|
|               | ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業 | マクロ・テクノロジー関連事業 | 計       |       |         |
| 売上高           |                    |                |         |       |         |
| 樹脂            | 1,710              | 66,079         | 67,789  | —     | 67,789  |
| 成形品           | 581,442            | 91,808         | 673,250 | —     | 673,250 |
| 金型            | 129,070            | —              | 129,070 | —     | 129,070 |
| その他           | 34,161             | 587            | 34,749  | 1,118 | 35,867  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 746,384            | 158,475        | 904,860 | 1,118 | 905,978 |
| その他の収益        | —                  | —              | —       | —     | —       |
| 外部顧客への売上高     | 746,384            | 158,475        | 904,860 | 1,118 | 905,978 |

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

251円98銭

(2) 1株当たり当期純利益

20円20銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

クラスターテクノロジー株式会社  
取締役会 御中

清友監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 和田 司 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川崎 覚史 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クラスターテクノロジー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

クラスターテクノロジー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 後藤 史郎 (印)

監査等委員 松本 茂 (印)

監査等委員 魚田 昌孝 (印)

(注) 監査等委員松本茂、監査等委員魚田昌孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (参考書類等のインターネット開示)                                                                                                                                                          | <削除>                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第15条 当社は、法令の定めるところに従い、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附則<br/>           (監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>           1～2 条文省略</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>附則<br/>           (監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>           1～2 現行どおり</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定に関わらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | あ だち よし のり<br>安達良紀<br>(1971年7月16日生)  | 1994年4月 東神電気㈱入社<br>1997年4月 当社入社<br>2007年4月 開発本部長（現任）<br>2007年6月 取締役就任<br>2014年7月 代表取締役専務就任<br>2014年10月 製造第2本部長<br>2017年6月 製造第1本部長（現任）<br>2017年10月 代表取締役社長就任（現任）                                     | 235,800株   |
| 2     | ふじ た まさ ゆき<br>藤田雅之<br>(1961年1月10日生)  | 1979年4月 日本専売公社入社<br>1992年1月 当社入社<br>2004年4月 関東工場長<br>2004年11月 取締役就任（現任）<br>2005年4月 製造本部長<br>2008年10月 製造第2本部長<br>2014年10月 営業・マーケティング本部長<br>(新市場開拓担当)<br>2016年4月 製造第2本部長<br>2018年4月 営業・マーケティング本部長（現任） | 500株       |
| 3     | こま い こう ぞう<br>駒井幸三<br>(1958年10月13日生) | 1981年4月 立花証券㈱入社<br>1994年9月 ソロス・グローバル・リサーチ<br>東京駐在員事務所入社<br>1995年6月 センチュリー証券㈱入社<br>1998年1月 ㈱タカトリ入社<br>2004年12月 同社代表取締役社長兼営業本部長<br>2013年6月 当社社外取締役就任<br>2017年6月 取締役管理本部長（現任）                          | 200株       |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はありませんでした。

3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告13ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ごとう しろう<br>後藤 史郎<br>(1955年6月26日)<br><br><在任年数：2年>             | 1978年3月 安達新産業株式会社入社<br>2000年10月 当社入社<br>2008年4月 管理本部 管理部次長<br>2008年4月 内部監査室 室長<br>2020年6月 当社監査等委員就任（現任）                                                                           | 0株         |
| 2     | まつ もと しげる<br>松本 茂<br>(1952年2月14日生)<br>社外取締役<br><br><在任年数：6年>  | 1985年4月 弁護士登録（現任）<br>1992年11月 税理士登録（現任）<br>2002年6月 当社監査役就任<br>2016年6月 当社監査等委員就任（現任）                                                                                               | 0株         |
| 3     | うお た まさ たか<br>魚田 昌孝<br>(1945年2月1日生)<br>社外取締役<br><br><在任年数：6年> | 1967年4月 枚岡信用金庫入庫<br>1979年11月 合併により阪奈信用金庫<br>2004年6月 同金庫理事就任<br>2005年2月 合併により大阪東信用金庫<br>2005年2月 同金庫理事監査部担当<br>2006年7月 同金庫理事コンプライアンス部担当<br>2009年6月 当社監査役就任<br>2016年6月 当社監査等委員就任（現任） | 0株         |

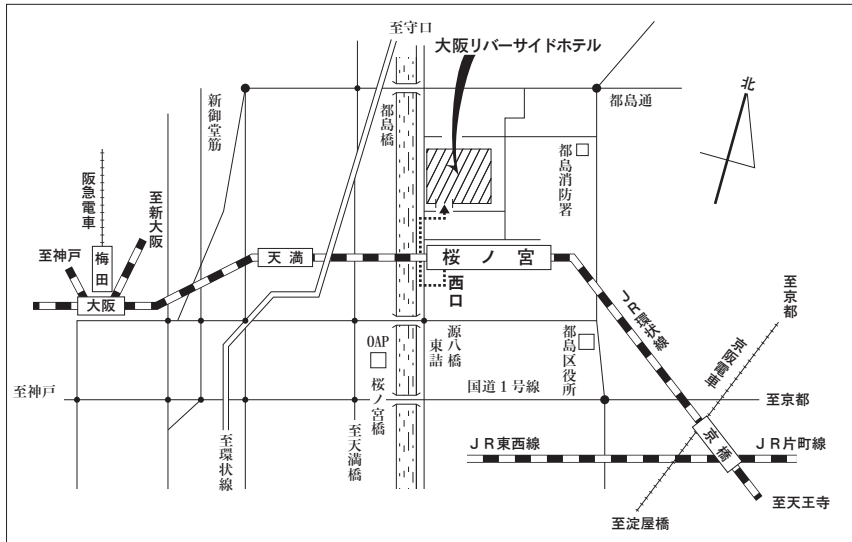
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 後藤史郎氏は、前職より40年以上、総務、人事、経理の部門において実務を経験しており、当社の内部統制制度の設計を主導し、当社の管理業務に精通しております。  
 3. 松本茂氏は、弁護士及び税理士の資格を有し、直接会社経営に関与したことはありませんが、それぞれの経験を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 4. 魚田昌孝氏は、大阪東信用金庫の理事の経歴を持ち、監査及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであり、その経験を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 5. 松本茂氏、魚田昌孝氏は現在、当社の社外取締役であり、また両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き独立役員となる予定であります。  
 6. 当社は、社外取締役との間で賠償責任を限定する契約を締結しており、その業務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。  
 7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告13ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市都島区中野町5丁目12番30号  
大阪リバーサイドホテル バンケット5B  
TEL 06-6180-6590（代表）

<https://sankyogrouphotel.jp/osaka-riverside-hotel/>



- ・ JR環状線桜ノ宮駅西出口徒歩3分  
桜ノ宮駅【西口】を出て、北側【右】へ高架下を潜り抜けて100メートル程直進、右側にあります。
- ・ 駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 総会ご出席者へのおみやげはご用意はいたしていませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。